様式第７号（第５条関係）

養育医療継続申請却下通知書

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

美幌町長

　　　年　　月　　日付けで申請のありました養育医療の継続給付について、下記の理由により継続給付を行わないことを決定しましたから通知します。

記

（理由）

　・審査請求及び取消訴訟に係る教示

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、美幌町長に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由のない限り、審査請求をすることができなくなります。

２　上記１の審査請求をしない場合でも、この処分があったことを知った日（上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６箇月以内に、美幌町を被告として（訴訟において美幌町を代表する者は美幌町長となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由のない限り、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

　　問い合わせ先